

小児慢性特定疾病医療費助成制度の支給認定誤りについて

小児慢性特定疾病医療費助成制度の支給認定において誤りがあり、医療費の自己負担が高く認定された方が6名、約38,000円、低く認定された方が4名、約62,000円判明し、対象者への還付または追加徴収が生じることとなりましたので御報告いたします。

1 概要

小児慢性特定疾病医療費の支給認定においては、対象児を含む健康保険世帯の所得（市民税額）に応じて自己負担上限月額を算定していますが、市民税を参照すべき世帯員の考え方が統一されていなかったこと、また、階層区分を誤っていたことにより、支給認定を誤ったものです。

2 経過

- 令和5年7月
区役所において、健康保険の変更申請があった対象者の認定履歴を確認したところ、階層区分の認定が誤っていることが判明
- 令和5年7月～10月
こども未来局において、同様の誤りがあるかどうか、過去5年間（平成31年度～令和5年度）の認定を調査したところ、所得認定を行う世帯員の考え方が統一されていなかったことも判明
- 令和5年11月～令和6年1月
過去5年間分の調査をさらに進め、誤りの人数や金額を確認

3 影響

	実人数	還付する額	追加徴収する額
本来の自己負担額より高く認定	6人	37,868円	—
本来の自己負担額より低く認定	4人	—	61,637円

4 原因

所得認定する世帯員の考え方が統一されていなかったことについては、国の通知等を熟知できていませんでした。また、支給認定においてミスをしやすい処理など、区役所への十分な周知ができておらず、研修においても徹底ができていませんでした。

5 今後の対応

対象者の方には、窓口や電話等での説明とお詫び文を送付し、還付または追加徴収の手続きを行っています。引き続き、速やかに手続きを進めます。

6 再発防止策

- 所得認定する世帯員の考え方を整理しましたので、区役所への周知を徹底します。
- 区役所が活用する市作成の手引きにミスをしやすい処理を盛り込む等分かりやすい内容に改訂し、FAQを常時区役所と共有できるようにするとともに、毎年区役所の担当者向けに実施している研修で周知徹底します。
- 区役所での決裁過程におけるチェックを強化します。

問合せ先

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 南端

電話 044-200-2658

参考資料

・小児慢性特定疾病医療費助成制度とは

厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病（現在 788 疾患）にかかっている児童について、健全育成の観点から、患児家庭の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分を一部助成するもので、本市においては、令和 6 年 1 月 1 日現在、1,305 名が認定されています。

・自己負担上限月額

階層区分	階層区分の基準		一般	重症	人工呼吸器
I	生活保護		0 円	0 円	0 円
II	市町村民税	収入等 80 万円以下	1,250 円	1,250 円	500 円
III	非課税世帯	収入等 80 万円超	2,500 円	2,500 円	
IV	市町村民税所得割	71,000 円未満	5,000 円	2,500 円	
V	市町村民税所得割	71,000 円以上 251,000 円未満	10,000 円	5,000 円	
VI	市町村民税所得割	251,000 円以上	15,000 円	10,000 円	
入院時の食費			標準負担額の 1/2		